

専門医生涯教育委員会

委員長：田中 嘉雄

委員：秋元 正宇、飯田 直成、岡田 雅、木村 得尚、久徳 茂雄、
竹内 正樹、内藤 素子、中岡 啓喜、中東 和彦、西村 剛三、
松村 一、迎 伸彦、森 弘樹

開催年月日：平成 26 年 2 月 3 日（更新審査委員会）

その他、適宜メール委員会

- 主な議題：1. 専門医資格更新審査
2. 委員会承認の学術集会・研究会等の更新審査
3. 学術集会・研究会等の新規登録申請の審査
4. その他

活動の概要：1. 専門医資格更新審査

i) 専門医資格更新審査対象者は 275 名で、更新を承認された者は 235 名（内、書類不備により返却し追加書類などの提出により更新を認めたもの 7 名）、追加書類など提出しても条件を満たさず更新を認めなかったもの 1 名、留保 6 名、未提出 30 名、退会者 3 名であった。

ii) 上記の内、65 歳以上の方の該当は 1 名で未提出であった。

iii) 留保願いは 6 名で、6 名全員の留保が 1 年認められた。

iv) 締め切り後の書類提出、参加章を台紙に貼付せず提出、締め切り後に審査料入金など、合計 4 名に警告文を送付した。

2. 委員会承認の学術集会・研究会等の更新審査

更新対象の関連学会・研究会等 16 件につき、3 年分のプログラムを確認し、16 件の更新を承認した（内 1 件には警告文を送付した）。また、関連学会の地方会は 3 件の更新を確認した。

3. 学術集会・研究会等の新規登録申請の審査

学術集会、研究会の新規登録申込が「日本下肢救済・足病学会」「日本下肢救済・足病学会九州地方会」「日本褥瘡学会関東甲信越地方会」「Jikei Hand Forum」「兵庫形成外科集談会」「関東上肢先天異常症例検討会」「手先天異常懇話会」の 7 件あり、承認し、点数を付与した。承認された研究会および点数は会告に掲載予定。

4. その他

① 生涯教育基準点数において、「支部学術集会(8 点)」と「地方会(6 点)」があり、地域によって開催回数に差がある為、不公平感があるという問題については、「同一研究会の算定は 3 回まで」と云う規定があるのでそれほど不公平ではないと、しばらく静観することになった。

② 診療実績書のサンプルによって審査がしやすくなったことから、来年度もこれを申請者に提示する。

③ 専門医資格更新審査手引きに下記のアンダーラインの文言を次年度から修正・追記することにした。

【手引き】

5. 専門医資格更新審査に必要なもの

4) 学術集会（関連学会、研修会等を含む）出席を証明するもの（本人と確認できる、氏名が記入された参加章、出席証明書等）
「参加章または出席証明書は原本、学会発表はプログラムの表紙と該当頁のコピー（表紙がない場合は日付、学会名を必ず明記すること）、論文は別刷の表紙のコピー及び関係部分を添付してください。」

6) 審査料30,000円（更新料10,000円を含む）

（追記）「また、審査料を納入したことが分かる証明書のコピーを同封してください。」

- ④ 専門医資格停止者（未提出、更新が承認されなかった方）や留保申請者が今後の資格申請にあたってどのような手続きが必要か、分かりやすくまとめたものをウェブサイトに掲載することになった。
- ⑤ 留保申請においても審査料を徴収してはどうかとの意見が出た。理事会で検討の結果、審査料として5千円を徴収することになった。その理由は、審査を行い、留保期間中は専門医資格も維持されるため。
- ⑥ 出産育児に関する留保期間について、理事会に下記のごとく改正案が提出され、全会一致の承認を得たことが報告された。次回評議員会にて、承認を得ることになった。

■専門医生涯教育制度細則

原文 第12条（本制度適応の留保） 海外留学、病気その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保される。なお、留保期間中専門医資格は有するものとする。

改定 第12条（本制度適応の留保） 海外留学、病気、出産、育児、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保される。なお、出産、育児に関しては、留保期限は原則1年間とする。留保期間中専門医資格は有するものとする。